

# 札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）の概要について

## 1 改正の趣旨

近年、適切に管理されていない屋外広告物が各地で見受けられ、屋外広告物が落下する事故が相次いで発生しています。このような背景から国土交通省は、全国の自治体の屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う屋外広告物条例の参考となる「屋外広告物条例ガイドライン」の一部を、屋外広告物の安全管理を強化する内容に改正しております。

本市としても、公衆への危害を防止するため、同ガイドラインの一部改正を踏まえ、札幌市屋外広告物条例及び札幌市屋外広告物条例施行規則（以下「条例等」といいます。）の内容を見直し、条例等の一部を改正しようとするものです。

## 2 主な改正点

### (1) 管理義務者の追加及び管理義務の範囲拡大

屋外広告物や掲出物件（屋外広告物を掲出するための物件をいいます。以下同じです。）の管理義務者として設置者及び管理者に加え、**所有者及び占有者**を追加します。これにより、何らかの事情によって管理義務者のいない広告物が生じることを防ぎます。

また、管理義務の範囲に**除却**を追加します。

「所有者」…屋外広告物や掲出物件を所有する者

「占有者」…屋外広告物や掲出物件を占有する者（他人が所有する掲出物件に屋外広告物を掲出している者など）

### (2) 有資格者による点検義務

一定の条件の屋外広告物について、**資格を有する点検者による点検を義務付けます**。屋外広告物を良好な状態に保つための日常管理については、引き続き管理者が行います。

	現行	改正案
点検実施者	管理者	<b>点検者</b>
点検の対象となる屋外広告物	管理者を要する全ての屋外広告物 (※ 管理者を要しない屋外広告物：広告幕、のぼり旗、アドバルーン広告、はり紙、自家用の1基3㎡以下の広告物 等)	
点検実施者に要する資格要件	《1基10㎡を超える大きさの屋外広告物》 ① 屋外広告士 ② 道内で開催される屋外広告物講習会修了者（以下「道内講習会修了者」といいます。）かつ1・2級建築士 ③ 道内講習会修了者かつ特殊電気工事資格者（ネオン工事） ④ 道内講習会修了者かつ第1～3種電気主任技術者免状取得者 ⑤ 広告美術仕上げ1級合格者 ※ その他、法人が管理者になる場合については、資格に関する特例があります。	① 屋外広告士 ② <b>屋外広告物講習会修了者</b> かつ1・2級建築士 ③ <b>屋外広告物講習会修了者</b> かつ特殊電気工事資格者（ネオン工事） ④ <b>屋外広告物講習会修了者</b> かつ第1～3種電気主任技術者免状取得者 ⑤ 広告美術仕上げ1級合格者 ⑥ <b>その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者</b>

	現行	改正案
点検実施者に要する資格要件	《1 基 10 m <sup>2</sup> 以下の大きさの屋外広告物》 不要	《1 基 10 m <sup>2</sup> を超える大きさの屋外広告物》と同様

備考1 管理者が点検者に要する資格を有している場合は、管理者が点検者になることも可能です。

2 点検する項目については、変更はありません。

3 「⑥ その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者」については、「屋外広告物点検技能講習修了者かつ屋外広告物講習会修了者」を予定しています。

### (3) 点検結果の報告

- ・安全点検報告書の作成者を現行の管理者から、資格を有する**点検者に変更**します。
- ・安全点検報告書に**点検箇所の近接写真や設置状況の分かる全景写真などの添付を義務付け**ます。

### (4) 除却義務

- ・屋外広告物に係る許可の期間が満了したとき又は許可の取消しがあったときに行う除却について、実効性を確保するため、その期限を具体的に「5日以内」とします。

※ 現行では、直ちに除却しなければならないこととしています。

なお、当該屋外広告物を直ちに除却しなければ公衆に対して危害を及ぼすおそれがある場合については、市長は、それを防止するために必要な措置を命ずることができます。

- ・除却した場合には、「除却届」の提出を義務付けます。

### (5) 許可の期間が1年以内の場合における特例の廃止

- ・1 基 10 m<sup>2</sup>を超える屋外広告物の管理者の資格要件について、屋外広告物の設置に係る許可の期間が1年以内の場合には資格を要しないこととする特例を廃止し、「許可の期間が1年以内の場合も資格を要する」こととします。

### (6) 管理者の資格要件の緩和

- ・管理者となる者は、現行では、道内で開催される屋外広告物講習会を受講することが資格要件になっていますが、「道外で開催される同講習会」の受講についても要件に含めます。
- ・管理者の資格要件に「その他必要な知識及び技術を有する者と市長が認める者」を追加します。これについては、「屋外広告物点検技能講習修了者かつ屋外広告物講習会修了者」を予定しています（上記(2)の点検者の資格要件と同様です）。

## 3 経過措置

「2 主な改正点」の(1)、(2)、(3)及び(5)について、条例等の施行後、1年間は現行と同様の取扱いをすることもできるよう、経過措置を設ける予定です。

## 4 今後のスケジュール

- ・平成30年11月22日 パブリックコメント実施（同年12月21日まで）
- ・平成31年2月 第1回定例会に条例案を提案、審議（予定）
- ・平成31年4月 条例等の施行（予定）